

委員長（築瀬進君） たいまから予算委員会を開会いたします。

平成二十二年度総予算三案に関する理事会決定事項について御報告いたします。

本日は、一般質疑を百二十一分行つこととし、各党派への割当て時間は、民主党・新緑風会・国民新・日本三十分、自由民主党・改革クラブ六十分、公明党十五分、日本共産党六分、社会民主党・護憲連合六分とすること、質疑順位につきましてはお手元の質疑通告表のとおりでございます。

委員長（築瀬進君） 平成二十二年度一般会計予算、平成二十二年度特別会計予算、平成二十二年度政府関係機関予算、以上三案を一括して議題とし、質疑を行います。吉川沙織君。

吉川沙織君 民主党の吉川沙織です。

予算委員会では初めて質疑に立たせていただくこととなります。どうぞよろしくお願いいたします。

厚生労働委員会や決算委員会でも、私、実際に就職氷河期を体験して社員をしていたという経験もございますことから、前大臣に対しまして若年者雇用の問題について質問を今までさせていだきました。ですから、同世代の多くが職に就きたくても就けないまま社会に出ざるを得なかった

世代の代表として、最近の政府の対応策を中心に、新卒者支援、既卒者支援の観点からお伺いしたいと思えます。

昨年の決算委員会においては、若年者雇用対策の充実を図るため、若年者雇用対策に係る事業重複整理や関係省庁間の調整、連携の必要があることなどを指摘させていただきました。現政権においては真に有効な事業を実施していかねばならないと考えています。

平成二十二年度厚生労働省予算案においては、若年者雇用対策予算は四百四十三億円であり、平成二十一年度予算の五百五十一億円より減額となっております。額だけ比較した場合、若年者雇用対策が後退したかのように見える懸念があります。今回減額となっておりますのは事業重複の整理等による無駄の削減や効率化の結果であるということをまず厚労大臣にお伺いしたいと思います。

国務大臣（長妻昭君） 吉川委員におかれましては、本日に就職氷河期の大変な時期を御経験されたということであるいろいろな提言をいただいているところであります。

御存じのように、大学生の内定率だけ取ると、残念なことですが史上最悪になっていることと、新卒のみならず若年者の雇用が大変であるという認識は我々も同じでございます。この予算が減っているというのは、めり張りを付けて事

業を統合をいたしまして、若年者雇用の二十一年度当初は、事業を見ますと四十三事業ございまして、それぞれ残念ながら効果が上がったかどうか不明なものもありますので、それを二十一事業に統合をさせていただいたということで、当然その中では、新卒者向けのジョブサポーターという就職開拓員の、ハローワークに配備をするということでは予算を増やさせていただいているところがあります。

そして、もう一つについて、新しい新卒者体験雇用事業というのは新設をさせていただいたということでもありますし、もう一つは、若年者という意味では、基金事業ということで、これは若年者の方で雇用保険が切れた方でも生活の支援をしながら職業訓練を受けていただくというようなことについても取り組ませていただいているところでもあります。

やはり一番理想といたしましては、私もこの前お話を聞きましたけれども、企業でも、景気が厳しいので新卒あるいは新しい方を雇う予定のない企業が職業訓練を受けた優秀な人を目の前にして、雇わない予定がやっぱり雇ってみようということ、これは人件費を払ってもそれを上回る付加価値を生むのではないかと、こういう期待を持って雇う事例も聞いておりますので、そういうような方が増えるような労働政策をこれからも取り組んで

いきたいと思えます。

吉川沙織君 今、若年者の採用凍結なんていうお話もありましたけれども、採用凍結をしてしまうと、その企業における年齢構成がいびつになり、その後の企業の発展、ひいては日本社会、経済にも大きな影響を与えますので、それはしっかりと厚労大臣がリーダーシップを取ってやっていただきたいと思っています。

次に、政策評価の観点からお伺いしたいと思えます。

総務省行政評価局が今年一月に「雇用保険二事業に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」というものを出されており、それを拝見いたしました。もちろんこれは前政権での事業が対象となっておりませんが、千三百七十一億円がこの評価の対象となっており、うち九百三十七億円について改善を要する、必要があると指摘をされています。

例えば、二億強を掛けて外国人労働者向けの雇用対策パンフレットを作っておられるんですが、これ外国人労働者向けにもかかわらずすべて日本語表記で作られていたり、あと、事業内容が類似しているものを効率化を図りなさいということが指摘されているなど、前政権下の平成二十年度予算の無駄が指摘されております。

行政評価を所管する省庁として、雇用保険二事業、特に若年者雇用対策事業に関する評価結果に

対する認識を総務副大臣にお伺いいたします。

副大臣（渡辺周君） 吉川委員にお答えをいたします。

もうまさに今御指摘のとおりでございます。一月の二十二日に出しましたこの行政評価・監視の勧告内容、事業数のうちのおよそ六割、予算額のおよそ七割の、これが要改善という勧告を出しております。

ちよつとだけ申し上げますと、例えば財団法人介護労働安定センターというところが事業主に対して助成金を出す、何とこの運営費、管理費等の割合が一・一五倍、百万円を支給すればそれに掛かる経費が百十五万円と、もうまさにお役所仕事であります。また、四十種類の職業相談員が五千四百十二人も配置されていて実際役割分担が不明確。まさに今お話あったように、外国人向けののに書いてあることは日本語と、もうまさにお役所仕事の典型のような現状。この要約版だけでなく勧告の事例がもう二十何ほも書いてあるわけでございます。もうまさに税金の無駄遣いをしておりまして。

今は若年者に対する支援についても、これは安定所、それから都道府県、ジョブカフェ、民間団体においてそれぞれに分散しているものですか、どうしてワンストップでできないのかと。まさに事業の効率性から、あるいは効果からすれば甚だ

信じ難いものが多いという勧告を出しました。

とにかく我々としては、この勧告を出した後、出したで仕事が終わるんじゃないかと、出した勧告がどう改善されているかということについても引き続き追跡をしてみたいというふうに思っております。

吉川沙織君 総務省行政評価局によるこれらの勧告を踏まえて、厚生労働省におかれましては今後事業の精査を行う必要があると考えております。随分整理をされたという御答弁、長妻大臣からいただきましたけれども、昨年の決算委員会で申し上げましたとおり、例えばジョブと名が付く事業だけでもジョブカフェ、ジョブ・カード、ジョブサポーター、ジョブクラブ、ジョブミートイング、ジョブトレ、ヤングジョブスポット、ジョブパークなど、数多くあり過ぎました。その精査、検討段階においては事業の效果的、効率的な実施に努められることはもちろんですが、事業を必要としている、本当に必要としている若者にとって利便性が一層向上するようにしていただきたいと思えますが、大臣の御見解をお伺いいたします。

国務大臣（長妻昭君） 御指摘のとおりだと思います。雇用二事業、かつて三事業というふうに言われましたけれども、例のスパウザ小田原とか私のしごと館とか、非常にかつても問題があった

ということ、今御指摘のそのパンフレットも、外国人労働者向けのパンフレットにもかかわらず、施設名のみは四か国語による外国語表記だけでも本文は全部日本語だということ、こういう問題が散見されますので、これ徹底的に見直しをしていきたい。

この指摘を受ける以前にも、私どもの方で政権交代後、高齢期雇用就業支援コーナーというのがありましたが、ほとんど利用者がなく、つまり、ネーミングは良さそうだがイメージがいっぱいあるんで良さそうだとばかりと見ると思いますが、具体的にみると利用者がないということ、この高齢期雇用就業支援コーナーは全廃を指示して今はなくしたわけでございますけれども、これについて、特別会計ということもあって目が届かないということはあるとは思いますが、徹底的に見直しを続けるということをしてまいります。

吉川沙織君 若年者雇用対策事業において、いろんな指標が用いられてその政策効果が測られています。

例えば、就職率、就職率等、就労率、就職等進路決定者、就職者数、常用雇用移行率、常用就職者数などとなっており、本当に常用雇用に移ったのか、期間の定めのない雇用に移ったのか、正社員になったのか分からず、政策の効果が非常に

測りにくい状況があると考えております。

これにしましては、昨年の決算委員会で、若年者雇用対策事業に係る政策を測る目標として、正社員になったかどうか、若しくは常用雇用になったかどうかで目標の達成率を測ることは検討に値するとの御答弁を舩添前大臣からいただいておりますが、その必要についての認識と現在の検討の有無の状況について厚労大臣にお伺いいたします。

国務大臣（長妻昭君） これについても、統計について、私も就任して中を見ると、重複しているものや、あるいはデータの集計をしても発表するまでなぜこんなに長く掛かるんだということ、統計全部の見直しをして一定の短縮等を今実施をさせておりますけれども、今おっしゃられた点については、例えばフリーターについては、今の時点では正規雇用ということに一本化した統計とさせていただきます、フリーター以外の若年者については、常用雇用というのは四か月以上の雇用、正規雇用は期間の定めのない雇用ということで分けさせていただきます。

そして、政策の評価ということでありませうけれども、私も非常に強く感じますのは、厚生労働省の中で特に労働の分野が、一体これだけ税金をつぎ込んでいのに具体的にどれだけ効果が上がったのかというのが見えないということで、今、若

手職員を中心に労働の政策検証チーム、Aチーム、Bチームというのをつくりまして、このAチーム、Bチームの若手職員のグループが全国を回って、自分たちが打った労働政策が具体的にどういう成果を上げているのか、全部その写真も撮ってレポートを定期的に出して定期的な改善をするということで今全国を飛び回っているところです。

吉川沙織君 今、長妻大臣から御答弁いただきましたとおり、確かに平成十五年辺りから厚生労働省においてどんどんどんどん事業を増やして、それが右肩上がりに事業数が増えていったのを今回統合された。でも、その政策効果がいまいち分からない。例えば、就労支援という橋をたくさんたくさん造ってもその先に雇用という安定した島がなければ意味をなさないということもございまして、是非取り組んでいただければと思いますし、先ほど引用しましたこの総務省行政評価局の報告においても、就職率の中には常用雇用以外での派遣やパート、アルバイト等とした数を含めており、事業目標に対して指標とは異なるものをもって評価しているとの指摘もございまして、是非前向きに取り組んでいただければと思っております。

次に、また政策評価の違う観点からお伺いをさせていただきます。

先ほど引用しました報告は今年の一二月二十二日

に出されたものですが、実は平成二十年十一月二十六日には、政策評価・独立行政法人評価委員会より、政策評価の重要対象分野の評価結果等について答申がなされており、実は、その中の一つに若年者雇用対策が位置付けられており、文部科学省、厚生労働省、経済産業省とそれぞれ事業を持っていきますので、横断的に評価がなされておりました。

その後の各省の取組について各省に御答弁いただければと思っておりますが、まず文部科学大臣にお伺いいたします。

キャリア教育の効率を把握するための手法等をしつかりやるようにという、そういう指摘がなされておりましたけれども、その後の取組についてお聞かせいただければと思います。

国務大臣（川端達夫君） 吉川委員にお答えいたします。

御指摘のように、平成二十年十一月二十六日の総務省の重点政策評価、若年者雇用対策の中で、平成十九年度に文部科学省が実施しました若年者雇用対策に対して、総務省の政策評価・独立行政法人の評価委員会から課題の指摘をいただきました。十一モデル事業がありまして、今おっしゃった分含めているんな事業、モデル事業をやらせていただきました。その中で、指摘項目としては三つありまして、一つは、その事業によって学力の

向上、就業への結び付きなどの効果があったのかどうかを見なさい、調べなさい、もう一つは、事業をやった学校とやらなかった学校との比較検証をしなさい、それから、長期定点観測調査の実施個人を着目してその人がそういうことをやったときにどういったコースを歩んでいったのかを調べなさい、ということをやるときではないかという指摘をいただきました。

そういう中で、今おっしゃいましたキャリア教育とか、それから例えば大学等における社会人の学び直し対策とか、そういうことがいろいろあります。

その中で、例えばで申し上げますと、大学等における社会人の学び直し対策では、その学びに来た社会人が、受講生ですね、の就職状況を調査をいたしまして、ニート、フリーター対策として復学あるいは再就職等々がどういった経過をたどっているのかというのを今調査をまとめているところでございます。

また、キャリア教育でお触れになりました高等学校のキャリア教育とかあるいは目指せスペシャリストということに関しては、それぞれの都道府県の教育委員会が実施をいたしましたので、やった学校とやらなかった学校で、何か今いろいろ指標をおっしゃいましたけど、そういう指標等々で違いが出ているのかどうか、効果があったのかど

うかをしっかりと検証しようということに今取り組んでおります。

なお、もう一点御指摘をいただいた長期定点観測というのは、これ個人に着目して長く調べるといってはなかなか技術的にも実務的にも困難でありますので、どうしていくかはまだ未着手で検討中ではありますが、いろいろ事業をやっても、御指摘のように、本当に効果が出ているのか、あるいはどういったことを、その後に生かす政策になるのかということをしつかり検証するということは大変大事だと思っております、引き続きやってまいりたいと思っております。

吉川沙織君 次に、厚労省の山井政務官にお伺いします。

大臣政務官（山井和則君） 吉川委員にお答え申し上げます。就職氷河期の世代の代表として非常に重要な御質問をいただき、ありがとうございます。

総務省からは、二つの点で指摘をされました。一点目は、より多くのフリーター及び三十代後半層の方々への支援サービスの普及、職場定着を促進する効果的な施策の見極め、二点目は、より多くのニートの方々への支援サービスの普及等、課題と指摘をいただきました。

それに対しまして、答申を受けて厚生労働省としては、フリーター対策については、就職氷河期

に正社員になれなかった方々が三十年代後半になつておられることを踏まえまして、対象者の拡大として、二十年度までは三十五歳未満であったものを二十年十二月からは四十歳未満というふうにし、残念ながら三十五歳を超えてもまだ正社員にならない方が非常に多うございますので、範囲を拡大させていただきます。

また、二一ト等の若者の自立支援についても、今申し上げましたように、年齢層を四十歳未満まで広げるとともに、アウトリーチの強化というところで、高校中退者等に御自宅に訪問する能動的な支援というものを充実しております。二十年度地域若者サポートステーションによるモデル事業五か所を実施しておりますのを、二十一年度にはモデル事業二十か所を実施して、二十二年度では高校中退者等に対象を重点化して五十か所でするをいたしております。

そのほかにつきましても、雇用情勢を踏まえつつ、必要な支援を提供できるように適切な事業評価に基づく不断の見直しや改善に取り組んでまいりたいと思っております。

吉川沙織君 次に、経済産業省の高橋政務官、お願いします。

大臣政務官（高橋千秋君） 御質問ありがとうございます。

ジョブカフェについてだと思つたんですけども、

先ほど吉川委員がおっしゃったように、ジョブ何とかというのがたくさんあるんですが、経済産業省の関係ではジョブカフェになります。ここはいわゆるカウンセリングから研修まで一貫してサービスをしておりまして、平成十六年度から十八年度まで三年間モデル事業として実施をいたしました。この間に十五万八千人の方がこのジョブカフェを通じて就職が実現したというふう聞いています。その事業が終わった十九年度におおむね大体一〇％ぐらい就職の率が減ったというふうな報告がありました。

それで、二十年の十一月二十六日に先ほど御指摘があった答申をいただきました。この答申の内容は、本事業終了に伴う影響について検証を行い、就職者数等が特に減少した地域への支援の必要性について検討を求めるといふという答申だったんですけども、確かにおおむね一〇％減少したんですが、中には、地域によっては三〇％ぐらい減少している、地域差がかなりございます。この検証を経済産業省としてもすぐに行いまして、この必要性というのを、その地域による必要性もありますけれども、必要性を踏まえた取組を更に強化するといふことで平成二十一年度から新たな事業として実施をしております。

二十二年度につきましても、現下の雇用情勢大変厳しいので、これを踏まえつつ、効果を検証し

ながら必要な強化策について引き続き支援を行っていきなさいというふうな思っています。

吉川沙織君 今、文部科学省、厚生労働省、経済産業省それぞれ、若年者雇用対策事業を行っているそれぞれの省庁から取組状況に関して御答弁いただいたわけですが、行政評価を所管する省庁として、この評価結果が出て、その後何らかの追跡調査を行っているのかどうか、総務副大臣にお伺いします。

副大臣（渡辺周君） 今、各省の大臣並びに政務官からもお話がございました。

今、これから実態を把握していく予定にしておりますが、総務省では、この行政評価の機能を強化するチームというのを立ち上げて、とにかく今までは改善を勧告しておしまいたと、そうじゃなくて今度は、どう改善をされたのか、勧告がどう生きたのかということについても当然追跡をこれからしていきます。できればもうマスキングを通じて世に出すと。それによって、やっぱり納税者の視点や、あるいは社会通念上理解し難いことは許されないんだと、これはやっぱり我々がやるだけではなくて世論にも訴えて、とにかく、先ほどのような百万円を支給するのに百十五万円を掛けると、このお金がもつと若年対策に向けられていたらもつと何人もの人を職に就けることができたんじゃないかと、そういう思いでこれからも

不断の追跡調査を行って、追跡も行っていきたいと、そういう決意でございます。

吉川沙織君 ありがとうございます。

ジョブカフェ等においても御答弁いただきましたけど、先ほど長妻大臣に質問させていただいたように、このジョブカフェの就職決定者というのは正社員、非正社員を問わない形ですので、是非そこも併せてしっかり検証をいただければと思っています。

また、先ほどから述べておりますとおり、事業重複の整理、あと関係省庁間の連携が非常に必要だと思えますが、ただ、厚生労働省を起点に各省庁の来年度予算を概観すると、経済産業省にも、もちろん厚生労働省にもありますけど、ジョブカフェの関連予算、そして文科省にもキャリア教育関連の予算、厚生労働省にもあります。同様の事業の予算が見受けられております。こうした事業の重複はこれまではやっぱり無駄となっており、これは行政評価、今副大臣からも御答弁いただきましたけど、明らかです。

雇用対策は、もちろんこれからの日本社会を支える若い世代に対する対策は重要でありますけれども、財源は限られています。年金、医療、介護福祉と社会保障にも今後数多くの財源が必要となってくることから、せつかく予算付けされているのであれば、それを効果的、効率的に活用してい

ただきたいと考えます。

厚生労働省においては、文科大臣、経産大臣と連携を密にして、実施する施策に無駄がないよう御尽力いただきたいと思いますが、山井政務官、御所見をお願いします。

大臣政務官（山井和則君） 吉川委員にお答えを申し上げます。

先ほどのジョブカフェにおいても、例えば経済産業省は中小企業の人材確保の観点から事業を支援しておりますし、また厚生労働省としては若者の個別の就職支援ということで都道府県の要望に応じてハローワークにジョブカフェを併設することか、民間団体に委託して就職支援セミナー等を行うております。

委員おっしゃいますように、私も新卒者支援チーム、今主査となつて文科省の高井政務官と一緒にやっておりますが、やはり一人の若者は一人なわけですから、官庁のはざまに落ちて、結局いろんな策をやっているけれども十分に実効性が上がらないということは、過去の反省を踏まえてそういうことがないように連携を密にしていきたいと思っております。

吉川沙織君 今新卒者支援という観点からも御答弁ありましたので、その対策、厚生労働省を中心に打っている対策についてお伺いしたいと思

平成二十二年度の厚生労働省予算案には、新規学卒者、未就職卒業者等に対する就職支援として五十二億円が計上されており、これに限って言えば前年度比十七億円増となっております。

この中で、新卒者、未就職卒業者の就職支援を強化するため、ハローワークに就職支援の専門職である高卒・大卒就職ジョブサポーターを九百二十八名配置するとされており、このことについてはこれまでの予算、決算の委員会で大臣も御答弁を何度もされて強調をなさっておられますが、このジョブサポーターについてはどのような立場の方を配置されているのか、また予定どおりの人員が確保されたのかどうか、山井政務官、お伺いします。

大臣政務官（山井和則君） お答え申し上げます。

このジョブサポーターにおきましては、緊急雇用対策、二十一年度の二次補正において八十八人増やして六百十八人、また二十二年度の予算では緊急経済対策としてプラス三百十人ということで九百二十八人の予算を付けているところでありまして、三月八日現在では、高卒ジョブサポーターは七百十三人、そして大卒就職ジョブサポーターは百二十九人、合計八百四十二人ということで九〇・七%の配置状況になっておりまして、これらのジョブサポーターには、大学等での就職支援担

当や企業の人事労務担当の経験者等、若者の採用、就職活動や雇用に関する問題等について深い関心と理解を有する方になっていただいております。

吉川沙織君 今、深い理解を有する方という御答弁があったんですけれども、ここはちょっと言わせてください。

急に増員配置したからかもしれません、実は各地のジョブサポーターの求人情報がホームページにいっぱい残っていました。それを見ると、応募要件は高卒以上若しくは不問、資格は普通自動車運転免許となっているものが残念ながら散見をされました。厚生労働省の事業評価書を拝見すると、ジョブサポーターとは、新規卒者の就職問題について専門的知識を有する民間の者を相談員として活用することとしている、との位置付けとなっております。

就職支援、橋渡しをする就職支援という重要な任務を担うジョブサポーターであるからこそスペースリストとしてふさわしい人員の確保に努めていただきたいと思います、いかがですか。

大臣政務官（山井和則君） 吉川委員、重要な御指摘ありがとうございます。

昨今、雇用情勢が悪化して多くの方々がハローワークに行かれます。しかし、そのハローワークで適切な就労支援をできる、またその人材を、プロフェSSIONナルの方を養成していくということ

も非常に同時に重要になってくると思えますし、その一環として、今御指摘いただきましたジョブサポーターも、やはりそのジョブサポーターによってその新卒者の方の人生が懸かっているわけですから、より専門知識を持ったしっかりと対応できる人を増やすように努力してまいりたいと思えます。

吉川沙織君 是非お願いいたします。

あともう二個、厚生省主催の就職説明会が随時開催される、これも大臣、御答弁で何度も強調されておりますが、今時点の開催回数、それから参加人数、内定に結び付いた実績をお教えください。大臣政務官（山井和則君） 吉川委員にお答えさせていただきます。

一月、二月では計百五十回全国で開かせていただきました、これは過去最高の数の新卒者を対象とした就職面接会を開かせていただきました。四千七百の事業所、約二万二千人の学生生徒に参加をいただきました。

その中で就職決定率は約二割となっております、一月に開催した就職面接会二十七回のうち十四回分の実績を速報として報告申し上げます、参加された学生生徒数は千四百八十五人で、就職決定人員は二百九十九名、決定率二〇・一％であります。

三月にも二十三回を予定しております、一人

でも多くの就職につなげていきたいと思っております。

吉川沙織君 ありがとうございます。

取組自体は本当に大事なことでと思いますし、私自身が学校を卒業するときの三月時点ではこのような取組、残念ながらなされておりませんでしたので、是非積極的にお取り組みいただければと思います。

そしてまた、今、山井政務官から御答弁いただきましたとおり、内定を得ることができた学生は四月から新しいスタートを切ることができるわけですが、そうでない学生生徒さんにとってはそうではないわけです。そのためにわざわざ留年するケースもあるぐらいです。

ですから、ここからは、日本の採用、雇用慣行について、就職協定と新卒一括採用の在り方の観点からお伺いをさせていただきたいと思えます。

まず文部科学大臣にお伺いいたします。

私は、先ほどから申し上げておりますとおり、今から十二年前の平成十年に就職活動をいたしました。実はその前年に就職協定が廃止をされ、その廃止直後、つまり私の一年上の先輩は協定が廃止直後のときに右往左往しながら就職活動をされたわけです。その翌年に私自身は就職活動をして、もう先輩の時点で早期化の傾向があつて、一年違うだけでも更にその早期化の傾向は顕著になりま



した。

現在は、早かったら三年次に入った途端就職セミナー等があつて実質的な就職活動に入るなどしており、学生が学生の身分たる学業に専念できないような実態がございます。就職協定に代わつて倫理憲章というものがあるのは十分に承知いたしておりますが、拘束力を持つてないんじゃないかと思ひます。

昨年の委員会においては当時の文科大臣が就職協定復活について前向きな答弁をなさつていますが、川端文部科学大臣の御見解をお伺ひします。

国務大臣（川端達夫君） お答えいたします。

御指摘のとおり、昭和二十八年から平成八年までは就職協定というのございました。解禁日は八月一日前後、選挙、採用の内定日は十月一日ということでありましたけれども、企業側から、就職協定との実態の乖離、通年採用やインターネットの利用など雇用状況が変化した、規制緩和などの理由に協定を見直したいという申入れがありました。

大学側と企業が三回にわたり協議を行った結果最終的に、平成九年度は協定を締結せずに、御指摘にありましたように、大学側は申合せ、企業側は倫理憲章を定めるということまで今日に至つております。申合せというのは、学校推薦は七月一日以降しかやらない、正式内定日は十月一日以降、

倫理憲章、企業側、日本経団連でございますが、

は、正式内定日は十月一日以降というのが一応決められておりまして、その精神は、おっしゃいましたように、秩序ある就職活動を担保することと学生はしっかりと学業に専念できるようにということでありまして、実際は、今、多分大学の三年の春から、資料請求に始まり、秋口から三年いっぱいぐらまで、今ごろまでは、この倫理憲章や申合せに全く想定をされていない企業説明会への出席という形が行われて、その春から人事面接、そして内々定という概念で運営をされているのが実態でありまして、実際には相当早い時期から、こういう倫理憲章や申合せの対象外であつた企業説明会という、広報活動と称しているんですが、への出席ということで学生が相当早い時期から授業に出られないということで、結果的には学業に専念できないから、企業が受け取る学生の質もそれだけディスタンプされているという部分では学業に影響を与えているのではないかとということ。あるいは一部には、この企業倫理は関係ない、倫理憲章は関係ない、我々はそんなの従つつもりもないといふふうな企業があります。そして、いわゆる申し上げました内々定ということ、内々定なんだと、内定は十月一日だけでも内々定をしているだけなんだと。こういう理屈で、実際上は非常に実態が乖離してしまつていて弊害が出てい

るといふことで、前大臣の塩谷大臣は三回にわたつて企業側に対してもう一度これを何とかしようといふことの申入れをいただき、協議もしていただいたんですが、昨年の十月から、申合せにないいわゆる企業の広報活動をできるだけ土曜日、日曜日、休日というのによつてほしいというお願いや、リクルート会社が主催する場合は土日、休日に集中させるといふことと同時に、倫理憲章、企業の広報活動、いわゆる説明会なんですが、これはその後の選挙には影響しないんですけどいふ旨の記載はあるんですが、実態はそういう乖離していることになつていきますので、塩谷大臣のときに三回ほど協議をしてもらつたんですが、これまでの協議を通じて両者の見解には隔たりが多くて就職協定をもう一度結び直すということになることが近い時期に復活させることはなかなか難しいのが正直申し上げて現状でありまして、粘り強く、大学の自分である学生が勉強をするということと、それから、しっかりと勉強をして社会に役立つ人材になるということが、社会に役立つ就職をすることの作業によつて支障を受けているということとは本末転倒になつていくということ。

何かこの部分を工夫することはいろいろな角度で検討をしているところでありまして、またいろいろなお知恵も御示唆をいただければ有り難いと思つていきます。



吉川沙織君 今、川端大臣から御答弁いただきましたけれども、一昨年末にはリーマン・ブラザーズが破綻をした後、内定取消しが横行して、参議院から雇用法案、提出をさせていただきました。内々定、内定を持ち続けることによって、急に企業の業績が悪化したことによる内定取消し、そういう事態が横行すると、学生としても二社以上内定を保有し続けて春前に内定辞退なんていうことも考えられますし、最終的には企業にシッペン返しに来ることも想定されます。

やっぱり企業の採用活動は四年次の学生を対象とすべきであり、学生や若者がその年齢にふさわしい時間の過ごし方を得るようになるためにも、是非議論だけでも始めていただきたいんですが、川端大臣、いかがでしょうか。

国務大臣（川端達夫君） 就職協定の問題と同時に、新卒者が就職するという、私はいろんな議論を、前のもフォローし、また経営側と議論したときに、採用側としては通年で採用するんだと、人材がそういうものだというふうなことの論理がある一方で、実際は新卒者と卒業してしまっているいわゆる就職浪人した部分では非常にハンディが付いてしまつという実態が生じているという部分では、割にある意味で企業の背に腹は代えられないという部分はそれなりに経済環境では分かるんですが、やはり人を自分の人材として活用する

ということへの基本的な理念というものをもう一度しっかりと持っていたいただきたいというのが正直なところであります。

制度とかの部分ではいろんな工夫はあるんですが、実態としてそういうことというのは、やはり私は、その人材が自分の企業にとって必要であるかどうかをしつかり判断して採用できるというのは企業の存亡にかかわっていることでもありますから、新卒だからとか早く手を打ったからとかいうことでないことが長い目で見れば企業の存続を問われている一番大事な部分であることは企業も実は分かっていると思うんですね。

そういう部分で、いろんな観点からの角度で、本当に働く人が一生懸命頑張れる環境をつくる、そしてそのために勉強することが一番いいんだということをつくるのは極めて大事だと思っておりますので、また頑張ってもらいたいというふうに思っております。

吉川沙織君 実は、昨日、三月八日付けの東京新聞の一面に、伊藤忠商会長の丹羽宇一郎氏が「就活問題」と題したコラムを寄稿されています。経済が低迷している日本の生命線は最大の資産である教育と技術をどう活用するかだ。しかし、三年生から就職活動を始めてしまつと、専門科目の勉強ができるのは実質的にゼロになってしまつ。経済界が就活解禁を四年生の夏休み以降で厳守す

ることから始めてみてはどうかという、そういう提言をなさっておりますし、倫理憲章はございませけれども、最新の情報で九百二十四企業、団体しか加盟しておりませんし、何より外資系企業はそれに参画をしております。

ですから、丹羽氏がこつこつ提言をなさっていることもありますし、昨年の文科大臣の答弁もありますので、是非、川端大臣、そして就職協定、かつては携わっていたのが労働省でございますので、連携をして、是非企業側にも、そして大学側にも働きかけを強めていただければと思います。

そして、日本の雇用慣行として今申し上げた就職協定と、あともう一つ、新卒一括採用がござい

ます。日本の雇用慣行では、まだまだ新卒一括採用が一般的である状況と言えます。しかしながら、学校を卒業して社会に出ようとしたときに、日本社会、経済の状況が悪ければ、どんなに働きたいと願ひ、どんなに働く意欲を持っていても、企業がその門戸を大幅に狭めている若しくは採用凍結をしている、そういう状況があれば、食べていくために職に就けないうまま非正規という形で社会に出ざるを得ない状況があります。私自身は運よく正社員として職を得ることができましたけれども、同世代の多くが非正規という働き方で三十代半ば

を迎えているような状況にあります。また、正社員として働いたことがない人を一般的な企業はやっぱりなかなか正社員として迎え入れられないというような状況もあります。

もちろん、政府においては緊急雇用対策で四月就職以外の道を選択の支援として取り組まれていることは存じ上げておりますが、新卒の対象を例えば卒業してから三年程度というふうに広げる措置などを講じる必要もあると考えますが、厚生労働大臣、いかがでしょうか。

国務大臣（長妻昭君） 今おっしゃられた、その新卒一括採用ということで日本のある意味では慣行として定着をしている部分があるんですけれども、これについては御存じのように雇用対策法というのがございまして、その中で指針を定めて、これをもつ周知をして守っていただきたいということをお願いをしているものがございまして、簡単に言いますと、企業が新規卒業予定者の採用枠に既に卒業された方が応募できるように募集条件を設定していただきたいというものはかねてより指針で呼びかけているところでもございまして、なかなか進んでいないのも実態でございしますが、いずれにしても、一つの施策として新卒者体験雇用事業、新卒者の方を体験的に雇用を受け入れていただく助成を出す事業なども含めて、この指針が周知されるように、これからその環

境整備に努めていきたいというふうに考えております。

吉川沙織君 平成十九年当時の総理は新卒一括採用方式を見直すということを所信でも、そしてそれぞれの本会議の決議でもなされております。でも、その後の雇用対策法、今御答弁いただきましたけれども、その中には新卒一括採用を見直すという直接的な文言は残念ながら盛り込まれておりませんし、今体験雇用事業のお話ございました。これ、いったん卒業して就職が決まらなければ体験雇用するわけですが、もしその後、継続して就業できなければ既卒扱いとなつて、新卒とはならないわけなんです。ですから、やっぱり三年以上というふうに枠を広げていただきたいんですけど、厚生労働大臣、いかがでしょうか。

国務大臣（長妻昭君） これについて、企業のある意味では採用の一定の自由度というのも確保することも重要でございしますので、そのはさまの中でどういうことができるのか、課題は様々あると思いますけれども、研究はしてみたいと思います。

そして、やはり卒業した後に職業訓練を、残念ながらことでありますが、卒業してすぐ仕事に就くということではなくて、卒業して職業訓練、基金訓練というのも今その門戸を広げているところでありますけれども、そこで訓練を受けて、そして本

当にすばらしい職能を付けていただいて、そして企業が、本来は採用を控えようと考えていた企業がこの方を目の前にして採用をしてみようと、即戦力として、人件費は掛かるけれどもそれを上回る付加価値がある、自分の企業の立て直しにもむしろ人を雇った方がいいんだ、利益は上がると、こういふふうには確信できるような人材を送り出していくというのでも我々の職責だと思っておりますので、そういう職業訓練の分野も基金訓練始め拡充をして補強をしていきたいと考えております。

吉川沙織君 是非、大臣主導で前向きに取り組んでいただければと思います。

それでは、財政的観点からお伺いいたします。正社員になりたくともなれなかつた就職氷河期世代を中心とする若い世代は、本来であればできる消費ができない、若しくは納められる税金が納められないなど、社会全体の経済的損失が生じていると考えますが、国税収入等に与える影響の試算についてあればお伺いいたします。

国務大臣（菅直人君） フリーター等によって正社員の皆さんよりも給与が低いために税収が下がっているということは十分予想されることなんでしょうが、必ずしもフリーター等という定義が定かでないということも含めて、実はこういう試算そのものは行っていないのが現状です。

吉川沙織君 平成十六年、U F J総研の試算に

よれば、平成十三年時点で経済的損失は約一兆二千百億円になるとの試算もございませし、別の試算では、二〇三〇年時点で六兆円の税収ロスという試算もございませし。また、私世代が六十五歳になつたとき、生活保護試算が予算額累計約十九兆円となる結果も導き出されており、早急な対策が必要であると考えませし。

これはまた地方においても言えることだと思ひませし、地方税収入に関する試算はおありでせうか。

○副大臣（渡辺周君） 先生からこういう質問が今日あるということで、役所の方でも調べませし。今、菅財務大臣が答えたように、実はこの厚生労働白書におけるフリーターの定義というものをベースにして探したんですが、実は年齢階層別の統計というのが存在しないということございませし、まさに個人住民税のどれぐらい減収になつてゐるかということについてはないわけございませし。

唯一あるのが今委員が御指摘されたようなUFJ総研での試算なんですけれども、ただ、これは御存じのとおり三位一体改革の前に所得税三兆円が住民税に振り替えられる前の数字ですので、正確な試算は実はないというのが現状だと思ひませし。○吉川沙織君 財務省、総務省それぞれにおいて試算がないとのことでしたが、これから社会保障

費も増大することになりますし、税収においても大きな影響を与えることになりますので、是非早急に、政権が交代したわけですから、今後与える影響を加味した形で試算を行つていただければと思つてゐませし。

若年者雇用問題においては、私世代はまだ親御さんと同居しておる、親御さんの下で生活をしてゐるから、まだその問題が余り顕在化されていなというふうな状況もあります。ただ、この問題を放置し続けますと、今質問させていただいたように税収減にもつながりますし、年金は今納めてゐる世代が先輩方に届く仕組みですから、その社会保障の根幹を揺るがしかねないということにもなりますので、是非、企業に若者を一定程度強制的に雇用してもらつて仕組みですとか、あと優遇税制、これ自見議員、先日御指摘なさつてゐましたけれども、優遇税制を設けることで企業にインセンティブを付与することは一考に値すると思ひませし。

若年層における格差の拡大は、いづれ日本全体の格差を拡大させることになります。何より若者が将来に希望や夢を描けない社会は本当に絶望的でありますので、是非、厚生労働大臣、リーダーシップを発揮して、政治主導で若い世代が明日に夢や希望を持てる社会を現政権においてつくつていかなければならないということをおし上げませし

て、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。